

**ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における
コスト算定に関する研究会
(第4回)議事概要**

1. 日時: 2023 (令和5) 年12月5日 (火) 14:00～15:31

2. 場所: Web会議による開催

3. 出席者:

(1) 委員:

関口博正主査 (神奈川大学経営学部教授)、相田仁主査代理 (東京大学名誉教授)、
春日教測構成員 (甲南大学経済学部教授)、
北口善明構成員 (東京工業大学学術国際情報センター准教授)、
砂田薫構成員 (国際大学グローバル・コミュニケーション・センター主幹研究員)、
高橋賢構成員 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授)

(2) オブザーバ:

一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、
東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、
ソフトバンク株式会社、ソニーワイヤレスコミュニケーションズ株式会社

(3) 事務局 (総務省総合通信基盤局):

・電気通信事業部 木村公彦電気通信事業部長
堀内隆広基盤整備促進課長、大堀芳文基盤整備促進課企画官、
宇仁伸吾基盤整備促進課課長補佐

4. 議題:

- (1) 「区域指定」に関するコスト算定の論点整理案について (事務局説明)
- (2) 意見交換
- (3) 「交付金算定」に関するコスト算定の検討の視点について (事務局説明)
- (4) 意見交換

5. 議事録

【宇仁補佐】 事務局の宇仁でございます。

定刻となりましたので、会議開始に先立ちまして、事務局から御案内をさせていただきます

ます。本日はオンライン会議による開催となりますことから、皆様が発言者を把握できるようにするため、御発言いただく際には、冒頭にお名前をお伝えいただきますよう、お願いいたします。また、ハウリングなどの防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますよう、併せてお願いいたします。なお、構成員の皆様におかれましては、音声がつながらなくなった場合には、チャット機能等、必要に応じて御活用いただきますよう、お願いいたします。

これより先の議事進行は、関口主査にお願いできればと存じます。関口主査、お願いいたします。

【関口主査】 関口でございます。

本日もお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する研究会第4回会合を開催いたします。

まずは事務局から、配付資料の確認をお願いいたします。

【宇仁補佐】 事務局でございます。

議事次第、資料1及び資料2、そして参考資料1及び2を構成員の皆様には事前に送付しております。また、傍聴されている方には、資料を掲載している総務省ホームページを御案内しております。

事務局からは以上でございます。

【関口主査】 それでは、議事に入ります。

本日は、これまで第2回、第3回と事業者ヒアリングを行いまして、「区域指定」に関するコスト算定について検討を重ねてまいりました。これまでの議論を論点整理いたしたいと存じます。まず、事務局から説明を聴取し、論点整理案について、意見交換に移るという段取りでお願いしたいと思います。

その後、2つ目の議題として、「交付金算定」に関するコスト算定の検討の視点につきまして、また改めて事務局から説明を聴取いたし、意見交換を行いたいと思います。

では、まず、「区域指定」に関するコスト算定の論点整理案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【大堀企画官】 総務省総合通信基盤局基盤整備促進課の大堀でございます。

本日の議題（1）に関し、資料1を使いまして、「区域指定」に関するコスト算定の論点整理案について御説明申し上げます。

右上に通し番号を振っておりますので、私から申し上げるページ番号は、こちらを使わせていただきます。

まず、この資料の構成や取扱いについて御説明申し上げます。この資料は、これまでこの研究会で精力的に御議論いただいていた前半期のテーマである区域指定に関する御意見、御提案を第1回会合の事務局説明資料で提示いたしました14の論点ごとに区分して、前半期の節目として、整理・統合したものになります。

2ページ目以降、各論点の冒頭に、オレンジ色の枠囲みで検討の視点を記載しました。この部分は第1回事務局説明資料から抜粋させていただいたため、略称や(1)、(2)などの付番が必ずしもほかの部分と平仄が合っているとは限りませんが、全体の議論に支障はございませんので、そのまま抜粋することといたしました。

次に、青色の枠囲みの部分では、これまでに出された皆様の御意見などを使用されたヒアリング資料の文言ですとか、皆様に御確認いただいた議事概要の文言から抜粋しつつ、同じ御意見は集約する形で掲載させていただきました。これまでの議論を記載しておりますので、御参加いただいている皆様にとって、新しい部分はございません。よって、本日この場では、この部分について私から御説明申し上げることは割愛させていただきます。なお、関口主査、相田主査代理におかれましては、この研究会を取りまとめるお立場にあられますけれども、既に御表明いただいた御意見などは一構成員としての御意見でございましたので、お二方の御意見部分の肩書きは単に「構成員」とさせていただいておりますので、あらかじめ御了承いただければと思います。

そして最後に、赤色の枠囲み部分でございます。この部分は、考え方(案)としまして、これまでの皆様の御議論の推移、皆様との意見交換を通じまして、現時点で、事務局として、この研究会でオーソライズいただけるのではないかとと思われる部分を、その文末を「適当ではないか」あるいは「何々するのがよいのではないか」と疑問を投げかける形で、論点ごとに文章化させていただきました。年明けの最終報告書は、この文末の疑問形の表現が外れた文章で構成されていくのではないかとというイメージを持っております。

将来的な課題や定期的な見直しのお話も頂戴しております。また、検討に値するものの、時間的制約から継続して検討すべきと思われるものなどもございました。それらを含めまして、将来の議論にも資するテーマ設定という意味合いも込めまして、記載した部分も含まれております。疑義のある部分などございましたら、本日、御議論を頂戴できればと思っております。

なお、下線を引かせていただいた部分がございます。ここは本日、私から御説明申し上げる上でポイントになると思われる部分でありまして、下線を引いていない部分が重要でないという意味ではございませんので、あらかじめ御承知おきいただければと思います。

それでは、1ページ目から御説明いたします。ここでは、区域指定のための標準判定式の基本的考え方について、考え方を整理いたしました。まず、本日これ以降、単に「2月答申」と呼ばせていただきます本年2月に取りまとめられた情報通信審議会答申では、今回のコスト算定においては「標準的なモデルを用いることとし、費用については「町字」の面積や世帯数を用いて回線当たりの費用を推計することが適当」とされております。この町字は全国に約23万あり、この全てを一つ一つコスト算定することは、事業者の会計整理時の義務コストの増大、未整備地域の町字のコスト算定の困難性、事業者固有の事情の排除の困難性に伴う交付金増額による国民負担の増大など、マイナス面が多く考えられます。よって、2月答申の方向性を堅持いたしまして、客観性を確保した「標準的なモデル」を適用することでよいのではないかとまとめてみました。2月答申で称されましたこの「標準的なモデル」として、この研究会では、標準判定式を検討しております。支援区域の指定は、設備等の維持管理コストの補填のための交付金が支払われる対象区域を画定することを意味しますので、区域指定は交付金額の規模に直結いたします。したがって、最終的にこの原資の負担が国民に転嫁され得ることに鑑みると、「区域指定」は、あらかじめ定められた要件に従って一意に定まることが重要であり、恣意性をできる限り排除して判定式の運用が図られることが重要ではないかと記載させていただきました。

2ページを御覧ください。次に、区域指定へのLRICモデルの活用・流用の論点でございます。

考え方を3ページ目にまとめました。「区域指定」では、約23万町字の全ての町字別コストを算定する必要がありますので、実際費用によるコスト算定には限界がございます。

他方、ブロードバンドサービスの基盤整備を速やかに進め、これを維持していく観点から、新たな交付金制度の早期の運用開始が求められております。よって、電話のLRICモデルをBBユニバ制度の町字別コストの推計に可能な限り活用・流用していくことが適当ではないかとの考えの下、ここまで、この研究会で御議論いただいていると思っております。

電話ユニバのLRICモデルを活用・流用すると申しましても、可能な限り、ブロードバンドサービスの特性・事情に適合するよう修正する必要があります。今後も引き続き、

区域指定の判定における実際のコスト推計結果や運用状況を見まして、必要に応じて見直していくことが適当ではないかとまとめさせていただきました。

次に4ページ目、区域指定のための標準判定式の構築と適用の在り方の論点に移ります。

5ページ目に考え方をまとめました。本日の資料では、CATVのHFC方式を単に「HFC」と、ワイヤレス固定ブロードバンド専用型を単に「ワイ固専用型」と称しますので御了承願います。

まず、FTTHの標準判定式を構築するための詳細な検討を実施し、HFC及びワイ固専用型の標準判定式については、FTTHの標準判定式に補正をかけて構築することが適当と判断し、この研究会で御議論を進めていただいております。

HFC及びワイ固専用型の標準判定式を構築する際は、FTTHの標準判定式に対する補正方法が妥当であるかを実際のコストも踏まえ確認しながら、その判定式の構築の可否も含めて検討することが適当ではないかとまとめました。

次に、標準判定式の適用の在り方について申し上げます。区域指定については、このまま議論を深めますと、FTTH、HFC及びワイ固専用型の各標準判定式を使って約23万町字の区域指定をそれぞれ行うこととなりますので、3倍の合計約69万回区域指定を机上で行って、その結果をリストにまとめることとなります。しかし、これでは例えば同一町字について各判定式間で指定結果に異同が生じるおそれがございます。

そこで、この課題を解決するため、区域指定における町字別コストの推計には、原則として「FTTHの標準判定式」を用いることとし、判定結果を記載した支援区域の町字リストを一意に定めてはどうかと考えます。

6ページ目を御覧ください。例えば「未整備地域」を考えますと、「HFC」や「ワイ固専用型」のみが展開する地域は「特別支援区域」に数多く指定されることが想定されますが、HFCとワイ固専用型は、幹線部分、フロントホール回線及びバックホール回線において光ファイバを使用している実態があり、つまり、FTTH基盤がブロードバンドサービスの中核になっております。よって、これまで「未整備地域」と単に称してまいりましたが、「未整備地域」とは、原則、「FTTH基盤の未整備地域」であると考えていくことが適当ではないかと考えております。その意味でも、先ほど申し上げましたとおり、区域指定には、原則として「FTTHの標準判定式」を用いていくことが有用と考えられるのではないかと記載させていただきました。

ただ、FTTHの標準判定式では、実態に照らすと、明らかに適切にコスト推計ができ

ないような限定的な場合には、例外中の例外として、H F C又はワイ固専用型の標準判定式を区域指定に用いることを検討するのが適當ではないかとセーフティネット的に書かせていただいております。

また、標準判定式の適用の在り方の別の場面を申し上げます。資料のH)の部分です。もともと不採算な地域において自治体が電気通信設備を構築して所有するのが大多数と考えられる公設地域についてであります。公設地域では、議会の承認プロセス等を経た予算等に基づいて、維持管理コストにかかる費用支出がなされております。こうした費用については、一定の客観性と透明性が確保されていると言えますので、公設地域については、事業者において維持管理コストの把握が可能であるならば、それに基づいてコスト算定を行うことが適當ではないかとまとめさせていただいております。こうすることで、公設設備の民間移行を促進することも念頭に置いております。

次に、7ページ目に移ります。部門別のコスト算定の在り方です。

8ページ目の考え方(案)のとおりでございますけれども、区域指定の判定式では、「アクセス回線部門」について、電話のL R I Cモデルを活用・流用することが適當ではないか。

一方で、「海底ケーブル部門」、「中継回線部門」及び「設備利用部門」については、電話のL R I Cモデルが活用できませんので、それぞれのコスト算定の考え方等を個別に検討することが適當ではないかとまとめさせていただきました。

次の9ページから11ページまでは、それぞれイメージ図を御用意しております。まず、9ページ目でございますが、F T T Hのアクセス回線部門と中継回線部門の設備の範囲を特定する絵を描かせていただきました。「アクセス回線部門」はO N UからO L Tまで、「中継回線部門」はO L Tの上部からI S Pとの相互接続点までの設備で、海底ケーブル部門に係るものを除くものとして描かせていただきました。

また、「海底ケーブル部門」は、本離島の陸揚局から海底ケーブルを経由いたしまして、本離島の陸揚局までとすることでよいのではないかと書かせていただきました。

次に、10ページ目、H F Cの標準判定式について、「アクセス回線部門」はC MからC M T Sまでとし、「中継回線部門」は収容ルータからI S P設備までの設備(海底ケーブル部門に係るものは除く)といたしまして、ワイ固専用型の標準判定式については、「アクセス回線部門」はローカル5 Gにあっては屋内用ルータからC Uまで、地域B W Aにあっては屋内用ルータからB B Uまで、そして「中継回線部門」は、それぞれバックホール回線

から I S P の手前までの設備で、海底ケーブル部門に係るものは除くことでよいのではないかと書かせていただきました。

1 1 ページ目は、アクセス回線部門、海底ケーブル部門、中継回線部門、設備利用部門、以上4つの部門をイメージとして、全国の町字別の一回線当たりのコストのグラフに色分けして組み込んでみました。事務局のイメージとしましては、右側の一回線当たりのコストが高い町字ほど、アクセス回線部門と海底ケーブル部門が積み上がっているのではないかと考えております。

次に、1 2 ページ、前提となる対象者の範囲、全世帯数か実需要かの論点に移ります。

1 3 ページ目に、考え方（案）をまとめてみました。ブロードバンドサービスについては、電話と異なり、未整備地域などを含めて、潜在需要を考慮しながら F T T H 基盤を拡大させる必要があるため、より実態に即したネットワーク規模を想定して、需要数を法人需要を含む実需要とするのが適当ではないかと書かせていただきました。

また、実需要の場合、未整備地域には「需要がない」ということになってしまうため、例えば都道府県別普及率といった平均化された数値などを使って、未整備地域にも需要数を見込んでコスト推計することが適当ではないか。

また、定期的に需要数を更新し、実態にできるだけ近い数値が取れるよう努力する必要性も指摘させていただきました。

なお、一部事業者から御提案のありました幹線部分と引込線などで需要数を個別に想定する手法も検討に値すると思いますので、引き続きの検討課題としてはいかがかという趣旨のことを書かせていただいております。

次に 1 4 ページ目、アクセス回線部門のコストの算定と留意点の論点に移ります。

アクセス回線部門については、1 5 ページ目です。電話の L R I C モデルを活用・流用して、F T T H 相当コストを「従属変数 (Y)」とし、N T T 局舎単位の世帯密度を「独立変数 (X)」とする散布図を作成し、総務省において既に回帰式を特定しております。そこで、この回帰式に「町字ごとの回線密度」を代入することで、町字単位の一回線当たりのコストを当面は算定することでよいのではないかと考えられます。ただ、ここで用いる独立変数 (X) に、後で述べます「非可住地面積」を排除した考えなどを取り入れる努力をして、回帰式のバージョンアップに取り組むことが適当ではないかと指摘させていただいております。

また、この回帰式も含めまして、区域指定の判定式によって推計される町字別コストは

推計値でありますので、プラスにもマイナスにも実態と乖離する地域が出るおそれがあることは拭い切れません。区域指定のコスト算定は、実際のコストも踏まえて、必要に応じて判定式等の定期的な改修等を行っていくことが重要ではないかと書かせていただきました。

また、H F Cに係るアクセス回線部門コストを算定する方法については、F T T Hと同じ考え方で、補正值を用いることが適当ではないかといいたしました。

次に16ページ目、アクセス回線部門コストの算定と留意点その2、非可住地面積の論点に移ります。

17ページ目になります。電話のL R I Cモデルでは、建物、一定の幅員以上の道路の有無や需要数の分布を考慮していますので、実質的に可住地域に回線設備を敷設した場合の設備量を算定しています。

加えて、実態といいたしましても、需要のあるところに回線設備が敷設されております。

よって、B Bユニバ制度においても、町字別の回線密度を算出するに当たっては、町字別の面積から非可住地面積を除くことがよいのではないかと書かせていただきました。

この非可住地面積を算出するため、総務省において、メッシュを含む政府統計の活用など、この研究会で提案されたものを基に、その手法を検討することが適当ではないかと書かせていただきました。

また、H F Cにおいても、町字ごとの回線密度は、F T T Hと同じ考え方を採用することが適当ではないかといいたしました。

19ページ目に飛びます。アクセス回線部門コストの算定と留意点その3、局舎から町字までの距離の論点に移ります。

20ページ目に考え方（案）をまとめました。より実態に即するとの観点を重視しまして、局舎から町字までの距離をしっかりと考慮することが適当ではないかと書かせていただきました。実際の距離の算定方法や考慮する手法については、「コストと距離に係る回帰分析」や「平均的な距離との差分に応じた補正」などの提案がございましたので、これらを踏まえて、総務省において検討することが適当ではないかと書かせていただいております。

他方で、局舎の位置について、L R I Cモデルの考え方を活用・流用する場合、同モデルが特定の者の局舎の位置を前提に、当該局舎からの需要位置までの距離を算定しておりますので、当該事業者固有の事情が反映されております。ただ、L R I Cモデル以外に参照可能なものもなく、制度を整える急務性も踏まえれば、まずはこの特定の者の局舎

の位置を前提に、ＢＢユニバ制度における検討を進めることが適当ではないかといいたしました。もちろん、他事業者の局舎の位置を念頭に、ＢＢユニバ制度における局舎の位置について、区域指定に関するコスト算定の確からしさを担保する観点からも、引き続き検討を行うことがよいのではないかと指摘させていただいております。

ＨＦＣにおける局舎と町字の距離の違いを考慮することについては、ＦＴＴＨと同じ考え方を採用することが適当ではないかといしております。

続いて、２２ページ目に飛びます。除却損の論点になります。

地域差の議論を含めまして、数多くの御意見をいただいた部分でございますが、議論を２３ページ目に集約いたしました。経済的耐用年数の設定の際に、設備の使用可能期間を予測しているなどの実態もあり、除却損は減価償却費に既に含まれていると考えられます。よって、災害の発生頻度等をあらかじめ織り込んだ除却損を設定し、それを区域指定の判定において考慮するのは適当でないと考えてよいのではないかとまとめてみました。

ただ、実態として、災害等で資産の除却が発生し、多大なコストが発生した場合には、別途、今回の新たな交付金の枠組み内であれば、後半期に御議論いただく交付金算定に関するコスト算定の中で考慮することが可能か、あるいは今回御議論いただいているテーマとは別の制度の運用の中で対応するなど、この研究会の意見等も踏まえまして、総務省において検討することが適当ではないかとしております。

また、除却損などに地域差があるか否かについては、その証拠となるデータを広く取得していくことの困難性も踏まえつつ、引き続き、検討・研究を深めることでよいのではないかと記載させていただきました。

ＨＦＣにおける除却損の考え方については、ＦＴＴＨと同じ考え方を採用することが適当ではないかとさせていただいております。

次に２４ページ目、中継回線部門コストの算定方法に移ります。

２５ページを御覧ください。中継回線部門については、例えば第一種指定電気通信設備制度における接続料原価の活用といった実際費用をベースに平均単価を算出することで、中継回線部門コストを算定するなどが提案されたところです。こうした方法も踏まえまして、総務省において検討することが適当ではないか。

ただし、この場合、設備を設置する事業者固有の事情に影響されるおそれがあるため、国民負担への影響等も考慮して、客観性を確保する観点から、中継回線部門の算定方法は必要に応じて見直すことが適当ではないかとまとめさせていただいております。

H F Cの中継回線部門については、F T T Hの考え方を参照しながらも、具体的な補正の方法について、この研究会で提案された手法も踏まえ、総務省において検討を進めることが適当ではないかと書かせていただいております。

次に26ページ、海底ケーブル部門コストの算定方法についてになります。

27ページ目を御覧ください。海底ケーブルの敷設構成には本島と各離島を一方通行的に結ぶケースと、予備線を確保するため、本島と複数の離島を輪状に結ぶケース、ループ構成の2種類がございます。両構成ともに、標準的な海底ケーブル部門コストの算定で考慮することが適当ではないかいたしました。

続いて、3つの項目をC、D、Eで御説明申し上げます。まず、海底ケーブルの算定方法です。一度、海底ケーブルが断絶しますと、その位置の特定と復旧に事業者の規模等にもよりますが、多大な時間、労力を要することを背景に、ループ構成が存在するという事に留意しまして、原則として、海底ケーブルの亘長に単価を乗じる方法が適当ではないかいたしました。

次に、D)「陸揚局」についてです。海底ケーブルの両端に陸揚局がなければ、海底ケーブルを用いた役務提供ができない実態を踏まえまして、陸揚局にかかる費用を海底ケーブル部門コストの算定対象とすることが適当ではないか。ただし、陸揚局におけるB Bユニバ制度の対象設備を明らかにした上で、放送等の他の役務との切り分けですとか、中継回線部門コストとの二重算定とならないようにする整理などを行う必要が認められ、陸揚局に係るコストの算定方法については、この研究会での意見等と実態を踏まえて、総務省において検討を深めることが適当ではないかいたしました。

最後に、E)の部分です。無線通信設備・通信衛星設備が用いられている区間についてです。B Bユニバ制度においては、当面は標準的に海底ケーブルを敷設して構築されたものと仮定することによいのではないか。一方で、そうした無線・衛星通信区間の情報を広く事業者から収集し、逐次特定する方法が現に確立されているわけではない現状を踏まえまして、引き続き、こうした区間を海底ケーブル部門コストの算定において、どのような形で、どのような場合に考慮していくことが適当なのかなどについて、総務省において、検討、研究を深めることが適当ではないかいたしました。

次に、28ページ、設備利用部門コストの算定方法についてです。

29ページ目を御覧ください。設備利用部門コストについて、競争対応費用としての宣伝費や販売促進費の各費目の取扱いについては、現在、別途、B Bユニバ制度のワーキン

ググループで議論されておりますので、その部分を除きます。

除いて残った費目の設備利用部門コストの算定方法については、町字単位で大きく変動するものではないとの御意見も踏まえまして、全国平均コストを設定し、それを用いて、町字単位のコストの算定をすることが適当ではないか。なお、より詳細な算定方法については、この研究会で提案された手法も踏まえ、関係する命令等を策定するまでに、総務省において、更に検討を深めることが適当ではないかとさせていただいております。

次に３０ページ、区域指定の標準判定式を構築するために必要な入力値等の論点です。

３１ページ目に考え方（案）をまとめました。入力値や係数値の設定に当たっては、より実態に即したものとする一方で、透明性の確保の観点から、総務省において、今後、公募を行うことを想定し、その公募の結果を踏まえて、実際の一般的な事業者を想定して、各事業者の平均的な値を取ることを基本としつつ、例えば、妥当性が確認できた入力値の中で一番低い値を用いることを決定するなど、総務省において、中立・公平に決めることが適当ではないか。

また、公募を行う場合は、例えば３０万を超える契約回線数を持ってブロードバンドサービスを提供する者などといった一定の基準を設定して、それをクリアした事業者が実際に使用している数値を公募で求めていくことを想定することが適当ではないかとまとめさせていただいております。

その一定の基準を設定するに際し、事業者の規模等についても十分留意することが必要ではないか。なぜならば、ケーブルテレビ事業者については、事業規模・事業者によって、スケールメリットによる設備等の調達価格が異なることが想定されるためであるといった旨のことも記載させていただいております。

最後になります。３２ページ、その他考えられる事項です。

３３ページ目、最終ページに、２点、記載させていただいております。１点目です。直前に「未整備地域」ですとか「公設地域」であったため、「特別支援区域」に指定されていた区域で、新規にＦＴＴＨが整備されまじたり、公設設備の民間移行が行われた場合に、継続的なサービス提供を確保する観点から、区域指定初年度以降も引き続き、特別支援区域として交付金の補填対象となる区域とすることが重要。例えば、黒字に転化した場合や世帯カバー率が５０％を超える２者目の電気通信事業者が現れた場合には、その翌年度の区域指定時に特別支援区域から外れるといったルールをあらかじめ総務省令等で明確化していくことが重要と言えるのではないかとまとめさせていただいております。

最後に、2点目になります。災害等の有事における「役務維持」・「早期復旧」用の設備についてです。事業規模によって、これら設備を保有する事業者が限定されることなども踏まえまして、まずはこれら設備がブロードバンドサービスの提供に必要な「標準的なコスト」として捉えられるか否か、総務省において十分に精査すべきである。その上で、標準的なコストとして計上することが適切と認められる場合には、算定対象の設備とその算定手法を明確にした上で、算定対象とすることが適当ではないかと記載させていただきました。

以上が論点整理案になります。前半期の区域指定の御議論の締めくくりとなります。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

【関口主査】 どうもありがとうございました。論点が14ありまして、資料も33枚ありますので、これから入ります意見交換につきましては、この検討の視点の順番に従って、項目ごとに区切って御意見を頂戴できればと存じます。

なお、前回の会合までに宿題として持ち帰られている事項をお持ちのオブザーバーの方々も、適宜、関連する検討の視点のところで御発言いただければと存じます。いつものとおり、チャット欄に御記入いただくか、あるいは直接御発言いただいても結構ですので、お知らせ賜れば幸いです。

まず、論点の1番目のところ、事務局資料1ページ目、区域指定のための標準判定式の基本的考え方について、御意見等ございます方はお知らせいただけますでしょうか。

相田先生、よろしくお願いいたします。

【相田主査代理】 この論点というか、さらにこの前に当たることになるかもしれないんですけども、本日の御説明でも引き続きの検討課題というような言葉が何遍か出てまいりました。電話のLRICもそうですけど、やっぱりなかなか最初から完璧なものをつくるというのは難しいということで、運用を通じて随時様子を見て、不適切なところは見直していかざるを得ないということを最初の出だしのところに書いておかれてはどうかと思いました。

【関口主査】 今、相田先生から、LRICにおいても常時見直しをやっているという状況ですので、これに似せて、この会も初めから完璧ということはまずあり得ないので、継続的な改修も必要なんだという御指摘がございました。おっしゃるとおりだと思います。

事務局のほうで、少しこのところは書き込んでいただくということでよろしいでしょうか。

【大堀企画官】 承知いたしました。

【関口主査】 よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですかね。

それでは、後からまた戻っていただくことでも構いませんので、何せ項目が多いので、お気づきになられたら、その都度戻ることも御自由にお願いするということにしましょうか。

次に、2ページ目、3ページ目、検討の視点1、LRICモデルの活用・流用についてというところにつきまして、御意見ある方はお知らせいただけますでしょうか。

よろしいですかね。ここも3ページのD)の最後のところで、引き続き必要に応じて見直すということも入っておりますので、運用の中で改修は随時行っていくということになるかと思います。よろしいでしょうか。

それでは、3番目の論点です。事務局資料4ページから6ページまでございますが、検討の視点2、区域指定の判定式の構築等について御意見等ございます方はお知らせください。

【相田主査代理】 ケーブルテレビ連盟さんから発言希望されているようですけれども。

【関口主査】 ごめんなさい。気がつきませんでした。ケーブルテレビ連盟、小林様でしょうか。お願いいたします。

【日本ケーブルテレビ連盟】 日本ケーブルテレビ連盟、小林でございます。

この論点につきまして、今この考え方C)、映されておりますけれども、そちらについて、ワイヤレス固定の部分について意見を述べさせていただきます。資料のほうをこちらで御用意してございますので、投影させていただきます。説明は当連盟の野崎のほうからさせていただきます。

【日本ケーブルテレビ連盟】 野崎と申します。よろしくお願いいたします。

前回の研究会で私のほうから、ワイヤレスについては、代表的なモデルを策定して、そのモデルをベースに標準算定式をつくることでよいのではないかという御提案をさせていただきました。その後、検討を重ねた結果、まだ実績が非常に少ないということと、あと、今後普及性が進むにつれてコストがかなり変動していく可能性が高いということから、なかなか精度の高いモデルというのをつくるのが難しいのではないかというふうに考えました。

加えて、次回の制度見直しが予定されているタイミングまでの間に支援対象となるであ

ろう新規案件、これが発生するということはなかなか見込み難いということから、今回、標準判定式をつくるということは時期尚早じゃないかということを考えまして、今回は見送って施行状況を見定めてはいかがでしょうかという御提案でございます。

それによって、前回御説明した資料の該当部分については取り下げたいというふうに考えております。

私からの御説明は以上となります。

【関口主査】 どうもありがとうございます。

この点に関しまして、委員の先生方からの御意見等ございますでしょうか。

【相田主査代理】 相田ですけど、よろしいでしょうか。

【関口主査】 お願いいたします。

【相田主査代理】 ただいま、ワイヤレス固定ブロードバンドについて御説明があったわけですが、H F Cのほうにつきましても、この後、後半でやることになるかと思うんですが、同じケーブルテレビ設備を通信と放送で共用している場合に、通信と放送でどう割り勘するのかという非常に重要な部分の結論がまだ出ていないという状況で、その割り勘の方式が変わることによって、区域指定がまた大きな影響を受けるということはあまり好ましくないのかなと思いますので、先ほどの将来的な見直しというのは十分考えたとしても、当面スタート時点では、区域指定は基本的にF T T Hで行って、どうしてもそれが不適切な場合に限って、実態に即したH F Cなり、ワイヤレス固定のコストモデルを用いるという事務局の考え方について、私は一定の妥当性があるんじゃないかなと考えます。

ということで、ただいま御発言がありましたワイヤレス固定に関しましても、少なくとも区域指定に関しては取りあえず用いずに、F T T H、標準判定式を使って特別支援地域の判定をするということで、スタート時点ではよろしいんじゃないかなと思います。

以上でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。

ほかの先生方、いかがでございましょうか。特にないですかね。

今、相田先生からのコメントのように、この区域指定の判定式は圧倒的にF T T Hが多いという実態もありますし、複数の結論が出るとやや望ましくない結論になりかねないということもあるので、そもそもこの判定式については、ワイヤレス固定ブロードバンド、それからH F C方式につきましても、少し後で走りながら考えるみたいな形で、今回につ

いてはこれを見送ると。少なくともワイ固については見送るという形で、判定式についてはよろしいのではないかと私も考えております。

よろしいですかね。

特に御希望はなさそうですので、それでは、ケーブルテレビ連盟様からのプレゼン、どうもありがとうございました。

【日本ケーブルテレビ連盟】 関口先生、よろしいでしょうか。

【関口主査】 お願いします。

【日本ケーブルテレビ連盟】 今回、ワイヤレス固定ブロードバンドのお話をさせていただきましたが、前回の宿題をいただいている事項がございまして、それも併せて御説明してもよろしいでしょうか。

【関口主査】 ぜひお願いいたします。

【日本ケーブルテレビ連盟】 それでは、資料を切り替えます。

前回、北口構成員様から御質問を受けたというところで、H F CからF T T H化を進めているというケーブル事業者は多いという御説明をいたしました。その中で、このF T T Hの切替えの状況というのはどういう状況ですかという御質問をお受けいたしました。当日、資料としてはお出しできませんでしたが、本日、それが分かる資料をこちらのほうで御提示させていただきます。

これは総務省様の資料でございまして、ケーブルテレビの光化の状況という資料でございます。これは幹線の部分と、あとは引込線、宅内を含めたF T T H化の推移という形の2つのグラフがございまして、これは平成29年のところから、年々、F T T H化率というのが増えているということの状況がこれで御覧いただけるかと思っておりますので、回答として御提示いたします。

以上でございます。

【関口主査】 どうもありがとうございました。

北口先生、これでよろしゅうございましょうか。

【北口構成員】 御提示いただきありがとうございました。参考になりました。ありがとうございます。

【関口主査】 ほかに、4ページから6ページまでのところ、よろしゅうございましょうか。

そうしましたら、次に移らせていただきましょう。次は7ページから11ページまでの

論点３・４、部門別のコスト算定についてですが、御意見のある方はぜひよろしくお願いいたします。

ここは陸揚局のところが入ってくるというぐらいの修正ではあるんですが、特によろしゅうございましょうか。

特にないということで、次、１２ページから１３ページ、検討の視点５についてですが、前提となる対象者の範囲につきまして、御意見等ございます方はよろしくお願いいたします。

ここは、今画面に出ておりますＢ）で指摘しているように、法人を含む実需要でやるということ、そして、その場合に未整備地域には重要がゼロになってしまうということのを避けるということで、Ｃ）のほうで、都道府県別の普及率といった数値等を使って、需要数を見込んで推計するという補正を行うという形でどうかということですが、特に異論なくてよろしいですかね。淡々といきますが、よろしいでしょうか。

【砂田構成員】 砂田ですが、質問させていただいてよろしいでしょうか。

【関口主査】 お願いいたします。

【砂田構成員】 今の関口先生がおっしゃったところなんです、これ、具体的にはどういうふうに算定、都道府県別に普及率が違うわけですけども、これをどう使って需要数を見込むのかというところがよく分からなかったのも、御説明いただけるとありがたいです。

【関口主査】 ありがとうございます。

事務局、お答えいただけますでしょうか。

【大堀企画官】 事務局でございます。こちらの案については、ＮＴＴ東西様が第２回会合でプレゼンをしていただきました資料の７ページ目にあるデータ、考え方を使わせていただいておりますので、もし私が今から申し上げることで補足がありましたら、ＮＴＴ東西様のほうにお願いできればと思います。

一つの考え方としましては、ある県の都道府県別普及率があります。その普及率をその未整備地域の世帯数に掛けてやることによって、想定される需要数が見込まれるというイメージをいま我々は持っておりますが、引き続き検討したいと思っているところです。

【関口主査】 ありがとうございます。

ＮＴＴさん、いかがですか。少し補足いただけますか。

【西日本電信電話株式会社】 ＮＴＴ西日本の藤本でございます。

今、事務局様から御解説いただきました内容で相違ございませんので、結構でございます。ありがとうございます。

【関口主査】 これは県単位のデータなんですね。

【西日本電信電話株式会社】 はい。前回、私どものプレゼンで使わせていただきましたのは、このデータが、今公表されているデータとして都道府県のデータが総務省様の資料にございましたので、それを引用させていただいておりますけれども、理想的には、さらに細かい普及率というものがエリア単位であれば、それを用いるべきと思いますけれども、今私どもが確認できました都道府県単位というデータがこちらでございますので、参考として御提示させていただいているものでございます。

【関口主査】 ありがとうございます。

したがって、これは都道府県単位での普及率を掛けるということなので、そのエリアに該当する未整備区域については、同じ普及率が掛かってくるというふうに計算するということなのですが、砂田先生、いかがでございましょうか。

【砂田構成員】 ありがとうございます。

実態より高い数字になりませんか。私の勘違いかもしれませんが。

【関口主査】 どうなんだろう。予測値ですので、この普及率の程度に普及するという、一応の仮定を置くということですので、自然にというか、あまり努力しないとその普及率に追いつくのかどうかというのは、若干、現実との乖離がプラスにもマイナスにも振れ得る話だろうと思いますね。

ただ、現状、未整備地域は需要がゼロだということもあるので、ここ、ゼロのままというわけにもいかないという、少し妥協案ではあるとは思いますが、よりエリア単位の普及率の予測の数値等が出るタイミングがあれば、今藤本さんがおっしゃったように、そういったものに変えていくということも可能かとは思いますが。

【砂田構成員】 ありがとうございます。理解しました。

【関口主査】 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

今は視点5が終わりまして、次は14、15ページ、検討の視点6、アクセス回線部門コストの①につきましてですが、御意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

ここもいいですかね。A)のところで回帰式の改修に取り組むということですし、B)のほうでは、判定式についても定期的な改修を行うということで、一定のタイミングごと

にはバージョンアップしないといけないということ以上のものではないと思います。

次に進ませていただいてよろしゅうございましょうか。

事務局資料の16ページから18ページまでに入っている、検討の視点7、可住地や非可住地の面積についてでございますが、御意見等ございます方はお知らせください。

いかがでございましょうか。

この非居住地面積の算定、除くということで、町字別の回線密度を算出するということ
でよろしゅうございましょうか。

特に異論がないということですのでよろしいでしょうか。

では、次に移りましょう。次に事務局資料19ページ目から21ページ目まで、検討の
視点8、局舎から町字までの距離につきまして、御意見等ある方はお知らせください。

いかがでございましょうか。

ここはD)のところでモデルがつくられた経緯について踏み込んで書いてありまして、
LRICを活用・流用するということなんですけれども、LRICの構築はNTT東西さ
んの局舎を前提としているということでありまして、ブロードバンドユニバが想定してい
る事業者が必ずしもNTT東西さんに限定されないということを考えると、この局舎の位
置はNTTさんの局舎の位置を前提にして推計せざるを得ないんだということですが、引
き続きここについては、将来的には該当する事業者さんの局舎の距離みたいなことを反映
することがベターには違いないので、そこについても引き続きの検討という判断を書かれ
ています。

よろしゅうございますかね。

では、次行きましょう。22ページ、23ページでございます。視点9、除却損につ
きましての判断ですが、御意見等がございました方はお知らせいただければと存じます。

【宇仁補佐】 事務局です。関口先生、チャット欄で相田先生とソニーさんから。

【関口主査】 ごめんなさい、下見ていました。まず先に相田先生からお願いいたします。

【相田主査代理】 ここは除却損という言葉で書かれているんですけれども、やっぱり沿
岸の塩害のひどい地域ですとか、それから山間部で積雪の大きな地域というようなところ
でもって、設備の耐用年数に影響があるのか。それから、後ろのほうの入力値に関わるこ
とになるかと思っておりますけれども、作業に要する時間が長くなるとか、やっぱり作業単金
自体が多くなるとか、そういうようなことは何となく想像されることであるわけなので、
そういうデータ、NTT東西さんも今のところ持ち合わせてないというお話ですけれども、

やはり将来的にはそういう地域特性というのをどう考慮するかということを考えていかな
いといけないんじゃないかなということで、ここでは除却損という言い方になっています
が、そういう耐用年数、作業単価というようなものを含めて今後の検討事項としていただ
ければと思います。

【関口主査】 ありがとうございます。

次に、ソニーさんからコメントが入っておりますので、お願いいたします。

【ソニーワイレスコミュニケーションズ株式会社】 ソニーワイレスコミュニケーション
ズの加藤です。

持ち帰り、確認させていただいたのですが、自己でF T T Hを所有していない点、ワイ
固定専用型の基地局の設備に関しまして、現時点で都市部にのみ設置されておりまして、
山間部や沿岸部などで耐用年数が変わるのではないかとというふうなお話をいただきました
が、現時点で全て同一の耐用年数で対応しており、社内のほうに有益な情報を持ち合わせ
ておりませんでした。御期待に沿えず申し訳ありません。以上となります。

【関口主査】 どうもありがとうございます。

ほか、いかがでございましょうか。

相田先生からコメントを頂戴しましたように、区域ごとの特性が反映されるような努力
は今後ともしなきゃいけないということでありました。おっしゃるとおりだと思いますが、
なかなか区域ごとの作業単金の違いですとか、あるいはその災害の状況等については、個
別に判断するというのはそれなりに大変なことだし、現時点においては、N T Tさんを含
む事業者さんで、そういうデータをお持ちのところが実態としてないということで、ここ
は、将来に向けてそういったデータの蓄積を含めて、継続してノウハウをためていくとい
うレベルのところだと思います。

ほか、いかがでございましょうか。よろしいですかね。

次に参ります。事務局資料で申しますと24ページ、25ページ、検討の視点10、中
継回線部門コストにつきまして、御意見のございます方はよろしくお願いいたします。

特によろしいですかね。ここは考え方A)のところで表明されていますように、実際費
用をベースにして平均単価を算出するという形で算定をするということがベースにあると
いうことの確認でございます。

ここについても、継続した見直しというのはB)に入っていますということで、よろし
ゅうございますかね。

では、先に進めさせていただきます。26ページ、27ページ、検討の視点11で
ございます。海底ケーブル部門コストにつきまして、御意見賜れば幸いです。

【相田主査代理】 相田ですけれども、よろしゅうございますでしょうか。

【関口主査】 お願いいたします。

【相田主査代理】 ここに書いてあるとおり、私の発言等も反映させていただいたものになるわけですが、やはり海底ケーブル故障時、修理するのに非常に時間がかかるということで、状況によっては無線を使うということが、修理時間短縮の観点からもよろしいんじゃないかと思うんですが、その場合に、無線設備のコストというのが補填対象になるかどうかということについては、これは親会のほうでの検討ということになるんでしょうか。明確化しておく必要があるのかなというふうに思いました。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。ここは、基本的にはワイヤレス固定と同じような考え方でもいいような気がして、海底ケーブルを原則としていいんじゃないかと思うんですが、事務局、どのようにお考えでしょうか。

【大堀企画官】 関口先生のおっしゃるとおりだと思っています。

まず、相田先生におっしゃっていただきましたとおり、無線部分について、今回の新たな交付金の対象にするかどうかというところは政策的な判断でございますので、審議会のグループに入りますワーキンググループにおける御議論の対象になります。また、この研究会においてはその審議会で示された政策パッケージの中の一部であるコスト算定の手法について研究を深めていただいているところでございます。よって、E)に書かせていただきましたとおり、無線通信・通信衛星の各設備については、論点としてあることを受け止めさせていただいて、ワーキンググループでも御議論いただくようにさせていただきますと思います。

【関口主査】 ありがとうございます。

E)のところは、とりあえず無線を使う可能性も分かっているということでよろしいということですね。とりあえずは海底ケーブルでいくという、E)の1行目、2行目のところの下線で海底ケーブル敷設を仮定するという原則を優先してコスト算定を行っておくということで、審議会のほうで判断が変わった場合には、そこは柔軟に対応するという判断でよろしいですね。

【大堀企画官】 おっしゃるとおりになります。

【関口主査】 ありがとうございます。

ほかいかがでございましょうか。

そうしましたら、次に２８ページ、２９ページにございます視点１２、設備利用部門コストにつきまして、御意見等を賜れば幸いです。

２９ページの考え方で特に異論がなければこれでよろしいかと思いますが、御意見のある方、いらっしやいませんか。

では、２９ページの考え方は御了承いただけたということで、次、３０、３１ページ、検討の視点１３に入ります。入力値や数値の設定につきまして、御意見等賜れば幸いです。

北口先生、お願いいたします。

【北口構成員】 東工大の北口です。

こちらのＣ）に関してなんですけれども、事業者の規模というものをどのような単位で収集するようなことを考えているか、確認させていただきたく質問させていただきました。

【関口主査】 ありがとうございます。

事務局、お願いいたします。

【大堀企画官】 契約者数ですとか、収益の規模ですとか、そういったところを想定しておりますが、もしケーブルテレビ連盟様の方から補足がありましたら、お願いいたします。

【関口主査】 ケーブルテレビ連盟様、補足いただけますでしょうか。

【日本ケーブルテレビ連盟】 ケーブルテレビ連盟、小林です。

ここで書かれている内容のスケールという意味では、事業者売上であるとか加入者数、そういったことによる違いだと思いますので、そういったことを考えればよろしいんじゃないかと思います。

【北口構成員】 提供エリアの範囲ということではないということですね。

【日本ケーブルテレビ連盟】 そうですね。こちらは事業者の規模だと。

【北口構成員】 承知いたしました。ありがとうございます。

【関口主査】 どうもありがとうございます。

ほかはいかがでございましょうか。

それでは、最後になりますけれども、３２ページ、３３ページ、検討の視点１４、その他考えられる事項につきまして、御意見等賜れば幸いです。

相田先生、お願いいたします。

【相田主査代理】 Ｂ）のほうについて確認させていただきたいんですけれども、一応こ

のセクションは区域判定モデルのところであるわけですが、やはり区域判定するに当たっても、それに必要なコストの中に「役務維持」・「早急復旧」用の設備の部分を加えるという意味なのか、それとも、それはどのエリアにおいてもほぼ均等にかかるコストということでもって、必ずしも区域判定のときに使うというよりかは、実際の補填金額算定のときに考慮するという話なのか、もちろん両方もあると思うんですけど、そこら辺、事務局のお考えをお聞かせいただければと思います。

【関口主査】 ありがとうございます。

事務局、お願いいたします。

【大堀企画官】 NTT東西様から、ヒアリングの場において、このB)の部分については盛り込んでいただけないかという御提案をいただいたと認識しておりますので、現時点においては、区域指定においても、交付金算定においても、まず、標準的なコストとして捉えられるかどうかを総務省において判断していきたいと思っております。

ただ、せっかくの機会ですので、御意見ございますれば、ぜひいただきたいと思っております。

【相田主査代理】 設備によって、やっぱりそれが使える場所が限定されるということももちろんあり得るので、なかなかその区域判定の中に、じゃあ、何と何をどれくらい、多くの区域でシェアされている設備だとすると、それをどういう割合で盛り込んだらいいかというのはなかなか悩ましいかなというのが私の直感ではあるんですけども、これも今おっしゃいましたように総務省さんのほうでもって十分精査いただいて、こういう形でそれぞれの区域に帰属できそうであるという結論が得られたら入れていくということになるかなということで了解いたしました。

【関口主査】 ありがとうございます。

このブロードバンドユニバの対象地域になりそうなところは、それなりに災害等の有事のリスクもありそうなところでしょうから、交付金算定上、こういったものを必要に応じて反映させていくということは問題ないと思うんですが、今相田先生がおっしゃったように、この町字単位でこういった復旧設備等を張りつけられるかどうかというレベルになると、この区域の判定の中で、こういった災害復旧設備をどう取り込んでいくかということについて、NTT東西さんから少しアイデアをいただけますでしょうか。

【西日本電信電話株式会社】 ありがとうございます。

おっしゃられますように、町字単位というところで、各々のエリアに配備しております

この災害対策の機器、設備、装置といったものを、どういった負担で各々のエリアに配備していくかというところについては、現時点では、まだ具体的なアイデアを持ち合わせていないところでございます。

ただ、先ほど、相田先生からも御指摘をいただいておりますように、こうした災害対策用の機器、設備、装置といいますのが、各々の区域エリアによって、もちろん災害発生度合いによってエリア特性というのを踏まえて配備しているものでございますけども、これが区域指定モデルにおいても織り込むべきものかどうかという観点につきましては、前回プレゼンで少し説明が漏れておりましたが、当社としては、こういった対策の設備の配置に関しましては、情報通信ネットワークの安全・信頼性基準であったり、事業用電気設備規則に定められている有事の際の措置ということで、一定のルールに基づいた対応しているということで認識をしてございます。これは当社のみならず、他の事業者さんも同じような対応をされているというところを踏まえたと、区域指定においても、こういった必要な対策をしているというコストを盛り込んだとしても、特段、違和感はないものと考えているところでございます。

【関口主査】 ありがとうございます。

こういった有事の対策が必要であるということとはどなたも納得できていると思います。ただ、LRICの検討の中でも、自主的にやりになったことが全部LRICの中に災害対策が反映されているかというところ、そこは担当部局、LRIC場合は料金サービス課で相当厳しいチェックをした上で、必要だと認めてもらえるとモデルに反映されるというような状況もございますので、そういった総務省側の精査を前提として、申請いただいて、反映できるものについては反映していくというようなスタンスがB)の書きぶりなのかなと私は理解しております。

こんな整理でよろしゅうございましょうか。

【大堀企画官】 事務局でございます。今映写させていただいております33ページ目、B)の最後の2行のところでございます。やはりこの設備のコストというものを標準的なコストとして計上することが適切と認められるか否かがポイントでございます。そして、認められる場合にも、その算定対象の設備を明確化しますし、算定手法も明確化しないと横並び、公平感というものが取れないのかなと思っております。しっかり精査をさせていただきたいと思っております。

【関口主査】 ありがとうございます。

NTTさん、追加で何かコメントございますか。今の事務局説明でいけますね。

【西日本電信電話株式会社】 結構でございます。よろしくお願いいたします。

【関口主査】 ありがとうございます。

論点14まで、項目ごとに順を追って御意見賜ったんですけれども、1から14を通して、改めて御意見等賜れる場合は、この際お願いいたします。

特によろしゅうございましょうか。

そうしましたら、この区域指定に関する論点整理については以上にいたしたいと存じます。

次に、交付金算定に関するコスト算定の検討の視点、次の議題に移りたいと思いますので、事務局からの説明をよろしくお願いいたします。

【大堀企画官】 事務局でございます。

続きまして、本日の議題の（3）に関し、資料2を使いまして、今後のこの研究会の後半期の御議論のテーマである交付金算定に関するコスト算定の検討の視点について、御提案、御説明申し上げます。

まず、1ページ目を御覧ください。

これまで、この研究会において、左側の区域指定について精力的に御議論いただいてまいりました。その区域指定の判定式に従って支援区域が指定されてまいります。

が、その支援区域において、ブロードバンドサービスを提供する第二種適格電気通信事業者に対して幾らの交付金を交付していくのか、その交付金額の算定方法について、今後、御議論いただきたいと思います。

2ページ目を御覧ください。2月答申の抜粋でございます。

交付金の算定に当たっては右側でございますとおり、青色の字の部分です。中継回線設備は基本的に除外されるべきとされております。

そして、赤字の部分です。交付金の算定対象がアクセス回線設備と離島における海底ケーブルを基本とすること。

緑色の部分です。交付金の費用算定に当たっては、事業者固有の非効率性を排除するため、原則として一定の標準的なモデルを用いること。ただし、適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離してしまう場合には、例外的かつ補完的に実際費用方式を用いることも考えられると結論づけられております。よって、ほどなく御説明する検討の視点については、これら2月答申の結論を前提に御提示申し上げます。

3 ページ目を御覧ください。

検討の視点1、交付金算定の対象設備の範囲についてです。F T T H、H F C、ワイ固専用型の3つの役務、それぞれのアクセス回線設備と海底ケーブルについて、4 ページまでにわたって図示しております。

F T T Hのアクセス回線設備についてはO N UからO L Tまで、H F Cのアクセス回線設備についてはC MからC M T Sまでと、それぞれ算定対象設備の範囲としてはどうかと視点を提示させていただいております。

4 ページ目にお移りください。

ワイ固専用型のアクセス回線設備について、ローカル5 Gにあっては屋内用ルータからC Uまで、また、地域B W Aにあっては屋内用ルータからB B Uまでとしてはどうか。また、2月答申でいう「海底ケーブル」については、具体的には、図示しましたように「両端の陸揚局」と「海底ケーブル（海中から陸揚局に引き上げる部分を含む。）」を指すと考えられますが、それでよいのか。また、陸揚局内の各設備のうち、どこまでを対象設備とするか。視点を提示させていただきます。

5 ページ目、検討の視点2、町字別の一回線当たりのコスト算定についてです。こちらは2月答申の結論を確認する意味で提示させていただきました。先ほど申し上げましたとおり、中継回線設備については、2月答申において基本的には除外されるべきとされております。したがって、この研究会では前半期で区域指定の御検討において、ネットワーク全体のコストが、①アクセス回線部門、②海底ケーブル部門、③中継回線部門、④設備利用部門の4つの部門の合算によりコスト算定できることを念頭に議論を進めていただきました。

後半期の交付金算定の判定においても、2月答申のとおりとし、すなわち、③中継回線部門を除いて、①アクセス回線部門、②海底ケーブル部門、④設備利用部門の3つの部門の合算を念頭に、町字別の一回線当たりのコストを算定するとして議論を進めてよいのか、確認的に提示をさせていただきました。

続いて6 ページ目です。ここからは各部門についての検討の視点を提示してまいります。

まず、アクセス回線部門については検討の視点3ということで、ここまでの前半期の区域指定の議論を踏まえて、上から2つ目のレ点ですが、アクセス回線部門については、例えば、⑦区域指定の判定に係るアクセス回線部門コストの算定方法を活用する。④「⑦とは別に実際費用に基づく算定方法を検討する」など幾つかの手法が考えられますが、この

点をどのように考えるか、提示させていただきます。

また、算定方法を検討するに当たっては、冒頭御説明申し上げましたとおり、原則として標準的なモデルを用いることが適当とされており、この適正な標準モデルの値では実際費用から大きくかけ離れてしまう場合には、例外的かつ補完的に実際費用方式を用いることも考えられると結論づけられていますので、この点は十分に留意する必要があるかと考えております。

また、㊸の方法を採用する場合、つまり、区域指定の考え方や算定方法を交付金算定の判定においても使用していく場合に、何か区域指定とは異なる固有の事情を考慮すべきか否かについて、また、区域指定の算定方法をそのまま使用するのではなく、一部変更等が必要か否か、そういった視点からも御議論いただきたいと考えております。

7 ページ目、検討の視点 4、海底ケーブル部門コストの算定方法についてです。検討の視点としては、今、前のページで御説明申し上げたアクセス回線部門と同じでございます。レ点 1 つ目、㊸「区域指定の判定に係る海底ケーブル部門コストの算定方法を活用する」、㊹「㊸とは別に、実際費用に基づく算定方法を検討する」など、幾つかの手法が考えられますが、この点どのように考えるかということになります。

検討するに当たりまして、先ほど前のページで御説明申し上げました 2 月答申の結論に十分留意する必要があるとございます。また、㊸の方法を採用する場合、何か交付金算定における固有の事情を考慮すべきか否か、また、区域指定の判定式と比較して、一部修正等が必要か否か、御議論いただきたいと思います。

次に、8 ページ目でございます。検討の視点 5、設備利用部門コストの算定方法についてです。こちらもアクセス回線部門、海底ケーブル部門と同じ視点となります。

レ点 1 つ目にありますとおり、㊹「区域指定の判定に係る設備利用部門コストの算定方法を活用する」、㊸「㊹とは別に、実際費用に基づく算定方法を検討する」など幾つかの手法が考えられますけれども、この点、どのように考えるかと視点を提示させていただいております。

検討するに当たりましては、先ほど申し上げましたことと同じく、2 月答申の結論に十分留意する必要があるとございます。また、㊹の方法を採用する場合には、何か交付金算定における固有の事情を考慮すべきか否か、また、区域指定の判定式と比較して一部修正等必要か否か、御議論いただきたいと思います。

最後の 9 ページ目です。その他考えられる事項になります。

今しがた話題にもなりましたが、防災その他、交付金算定の判定式を構築するに当たって、考慮すべき事項、検討すべき視点はあるか、御議論いただきたいと思います。

以上、本体資料の御説明ございました。次のページ以降は参考資料になりまして、第1回会合の事務局資料と同じものを添えておりますので、適宜御参照いただければと思います。

各検討の視点については、事業者、関係者からのヒアリング等を通じまして、御審議いただければと考えております。

事務局からは以上です。よろしくお願いいたします。

【関口主査】 ありがとうございます。それでは、御意見等ございます場合には、チャックもしくは御発言でお願いいたします。

【高橋構成員】 高橋ですけれども、よろしいでしょうか。

【関口主査】 高橋先生、お願いします。

【高橋構成員】 随所に、補完的に実際費用を使うというところがあるんですけども、この実際費用を算定するガイドというか規程というものはありましたか。これは事務局に質問なんですけれども。それでないと、実際費用、いろんな計算の仕方があって結構ばらつくんじゃないかなと思うんですけど、そこは何かありましたっけ。それ、お願いします。

【関口主査】 事務局、お願いします。

【大堀企画官】 事務局でございます。

2月答申から考え方を變更しておりませんので、具体的なマニュアル、ガイドラインというものは現在ございません。今から作るということになります。これを作るべく考え方を整理していただくということになります。

【高橋構成員】 ありがとうございます。よく分かりました。

【関口主査】 ほかにいかがでございましょうか。

【相田主査代理】 相田ですけど、よろしいでしょうか。

【関口主査】 お願いします。

【相田主査代理】 海底ケーブルに関してなんですけれども、ちょうど4ページに図がございしますが、今回、純粋な海底ケーブル部門としては陸揚局間を考えるということで、ちょうどこの絵で、離島の局から陸揚局までと、陸揚局からコアネットワークの部分というのが、そうするとカバーされなくなるということで、そのコアネットワークの中で使われている中継回線設備につきましては、不採算地域の以外の区域における役務提供にも寄与

しているため、基本的には除外されるべきと考えられるとしたとしても、この離島の局から陸揚局まで、陸揚局からコアネットワークを使うまでの部分というのは、基本的にはこの離島のサービスにしか寄与していないということを考えると、この部分はもしかすると考慮してもいいのかなという気がいたします。

この海底ケーブル部門の定義、先ほど区域指定のほうでもここまでと決めちゃったということになるかと思いますが、この離島のためだけに使われている中継回線設備というのをどう扱うべきなのかなということに関して、今後の事業者ヒアリングなんかも踏まえた上で検討する余地があるんじゃないかなというふうに思いました。

【関口主査】 御指摘はそのとおりかもしれないな。そうすると、横棒の線のところまで赤線を引くというのも一つの考え方になってくるということですかね。

【相田主査代理】 そうですね、もしかするとそのほうが自然なのかもしれないですし、ただ、実際のケースによっては例の数珠つなぎでもって幾つもの島の情報が一つの中継線の上に乗っかっているというようなことだと、やっぱり海底部分と陸上部分はある程度分けて考えたほうが合理的なケースもあるかもしれないし、私も実例をそれほどよく知らないの、即答はしかねる感じがですけども。

【関口主査】 島と島を結んでループ状に作っているような場合だと、本島から陸揚局までとか、離島から陸揚局までが、複数の島は使っているかもしれない。特に本島との関係ということですかね。ただ、それでも海底ケーブルのために引いた線という点で言うと、特定はできますよね。

【相田主査代理】 そうですね。

【関口主査】 そうすると、交付金の算定モデルだけではなくて、区域モデルのほうもその同じ考え方を適用するということになりますよね。

【相田主査代理】 ただ、区域指定モデルのほうは十把一絡げでもって中継線のコストは一応考慮に入っているの。

【関口主査】 そうか。ではこちらだけ……。

【相田主査代理】 それに含まれると思ってもいいかもしれませんが、交付金算定のほうでもし赤線の範囲を広げるんだったら、区域指定でも広げるほうが自然かもしれません。

【関口主査】 なんか絵が、線が伸びているのと伸びていないのが、2つのモデルの中で違ってくるというのを説明するとややこしくなるような気がするの、ほかと混ざって

るといえば混ざっているのかもしれないけども、ここはちょっと考えていただいて、この線のところまで赤字を引くかどうかは事務局に判断を任せましょうか。

事務局、そういう形でよろしいですかね。

【大堀企画官】 次回以降の事業者・関係者ヒアリングの中でも議論させていただければと思いますが、現時点においては、御指摘の、例えば本島の陸揚局からコアネットワークまでというのは、区域指定においては中継回線で面倒を見ているということになります。これを考えますと、例えば交付金算定は中継回線部分は除外しておりますので、この交付金算定の考え方においては、その対象は今映写させていただいている赤い部分だけということになるのではないかと現時点思っておりますが、よくお話を伺いたいと思います。

【関口主査】 この点に関して、事業者さんのほうから現時点で御発言御希望の会社さん、いらっしゃいますか。特にプレゼンのときで構わないよということでも構いませんが。

【西日本電信電話株式会社】 NTT西日本、藤本でございます。

【関口主査】 お願いします。

【西日本電信電話株式会社】 相田先生、御指摘ありがとうございます。先生の御指摘、ごもっともかと思しますので、当社としまして、また次回のヒアリングまでに考えを精査しまして、また改めて御意見を出させていただこうと思います。よろしくお願いします。

【関口主査】 ありがとうございます。

ほかにかがでございましょうか。特によろしゅうございましょうか。

全体を通じて、改めて御意見等ございましたらお願いいたします。

特にございせんようでしたら、本日の意見交換はここまでにしたいと存じます。

それでは最後に、次回会合につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【宇仁補佐】 事務局です。本日もありがとうございました。

次回会合は12月19日火曜日としまして、内容は交付金算定に関するコスト算定の検討のための事業者からのヒアリングを実施したいと思っております。

詳細については、後日事務局から御連絡申し上げます。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上になります。

【関口主査】 それでは、これをもちまして、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する研究会、第4回会合を終了いたします。

本日もどうもありがとうございました。これで失礼します。

(以上)